地域包括支援センター 一近所づきあいのお仲間に―

東日本国際大学福祉環境学部 准教授 矢野 明宏

筆者は、社会福祉士・介護支援専門員(ケアマネジャー)として、これまで高齢者福祉分野を中心とした支援活動に携わり、地域に出向き、さまざまな方々との出会いの機会をいただいてきた。その中で、確かに以前に比べれば制度やサービスが質量ともに(課題は多いが)充実し、住民の福祉に対する関心も高くなり、情報も増えてはきたが、「福祉に関する相談を必要とする方がどこに相談してよいかわからず、因っている」という状況がまだまだあるのではないかと、いまだに感じ続けている。そのような問題意識をもつ筆者は、今回、一つの"相談場所"についてご紹介したいとペンをとっている。

皆様は、地域包括支援センター(以下、「地域包括」と記す)という相談機関があることをご存知だろうか。この「地域包括」は、地域住民が住み慣れた地域で、いつまでも安心してその人らしい暮らしを営み続けられるよう、さまざまな面から総合的に支えていくために、2005(平成 18)年の介護保険制度改正で設置された相談機関である。

「地域包括」では、介護に限らず、健康や医療、保健、福祉などのさまざまな悩みや問題などの相談に応じている。つまり、地域住民の「暮らし」にかかわるのである。たとえば、悪質な訪問販売の被害にあったひとり暮らしの方の相談に応じ、警察や消費生活センター、行政などと連携し、解決に結びつけた対応もしている。

介護保険法に照らし合わせながら、「地域包括」の業務を列記してみると、①介護予防ケアマネジメント(自立して生活できるように支援すること)②権利擁護事業(高齢者虐待防止や成年後見制度など、住民の権利を守ること)③総合相談支援事業(さまざまな相談に応じること)④包括的・継続的ケアマネジメント事業(介護支援専門員への支援・支援ネットワークづくりなど)⑤その他(地域の実情に合わせた事業など)があげられる。

その業務は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する専門職者等が中心となって行っている。彼らは、それぞれの専門分野の仕事だけを行うのではなく、お互いに連携を密にしながら、「チーム」として総合的に支援活動を行うことを基本としている。また、行政や関係機関・施設、ボランティア団体など支援に携わっている方々はもちろん、地域住民の皆様も含めての地域のネットワークづくりにもとても留意している。

いわき市内の地域包括支援センターは、2006(平成 19)年、特定非営利法人(NPO)「地域福祉ネットワークいわき」がいわき市から委託を受け、運営している。いわき市の支所ごとに7箇所設置されている。NPO法人が運営している「地域包括」は、全国的にとても珍しいことである。

NPO 法人ガ「地域包括」を市から委託を受け、運営しているということは、介護保険制度の枠だけに とらわれることなく、地域住民の暮らしにとって必要なことを幅広く考え、より柔軟に、かつ、より 丁寧に対応していくことをこれまで以上に NPO 法人はしてくれるだろうといういわき市の大きな期待 があるということだと筆者はとらえている。

何かあれば、お近くの「地域包括」にお気軽にご相談いただけると良い。尻込みすることは全くない。 知り得た秘密は当然誠意を持って、守るので、安心して一声かけてほしい。きっと、経験豊富な専門 職者が親身になって相談に応じてくれるはずである。必ずしもわざわざ「地域包括」に出向く必要は ない。電話でも一向に差し支えない。むしろ「地域包括」からご自宅に訪問することのほうが多いか もしれない。

まずは、これを機に地域包括支援センターという相談場所が皆様の身近なところにあるということを知って(記憶の片隅において)いただけると幸いである。そして、「地域包括」を皆様のふだんの "近所づきあい"の仲間に加えていただけるとなおありがたいが、いかがだろうか。